

バス停留所上屋設置補助事業について【情報提供】

1 事業の趣旨

本事業は、栄区内の地域の重要な公共交通機関である路線バスの利用促進と維持を図るため、利用者の方のバス待ち環境を改善することを目的に、路線バス事業者が設置するバス停留所の上屋等の整備費用を補助するものです。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、ご要望があれば、整備要件にあてはまるかも含め区政推進課へお問い合わせください。

3 事業の概要

(1) 整備箇所数

1 年度に 1 箇所

(2) 整備要件

設 置 場 所：必要な歩道幅の確保ができること

費 用 負 担：設置を要望する自治会・町内会等が整備費用の 10 分の 1
(上限 20 万円) を負担すること

※ 設置については、事業効果等の観点や埋設物、周辺環境等により、ご要望に沿えない場合があります。

4 補足

これからいただくご相談の箇所については、令和 9 年度以降の補助対象となります。



鍛冶ケ谷バス停（令和 6 年度整備）

栄区区政推進課

担当 松井、森

電話：045-894-8095 FAX:045-894-9127

e-mail：sa-kusei@city.yokohama.lg.jp